

令和6年度 在宅歯科診療設備整備事業費補助金の申請について

(在宅歯科医療機器等の設備整備事業)

1 目的

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の推進に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

3 補助条件

下記の研修いずれかを修了した歯科医師（研修歯科医を除く）が常に勤務していること。

- ・「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」（厚生労働省委託講習会）
- ・「在宅歯科医療を行う歯科医師育成研修会」（千葉県委託研修会）※千葉県歯科医師会開催

4 補助対象機器

在宅歯科診療を実施するために必要な医療機器（初度設備に限る）

- ・ポータブルユニット（含オプション品）
- ・ポータブルエックス線装置
- ・簡易椅子（安頭台）
- ・往診用マイクロモーターユニット
- ・口腔内撮影用デジタルカメラ

※ 持ち運びができない物及び往診用医療機器以外は、対象外となります。

※ 上記に記載した対象設備以外の医療機器は申請対象となりません。

5 補助率 設備整備に要する費用の2/3（上限額 3,638 千円）

6 補助金のスケジュール（予定）

【県】…県が実施すること

時期	スケジュール	補 足
8月末	交付申請書類の提出	必要書類を期日までに県に提出する。 （締切厳守）
10月	【県】交付決定通知	補助金を受けることができる申請者に対し、県から交付決定通知が届く。
10月～12月	設備の購入	
1月	事業実績報告の提出	設備購入後、速やかに実績報告書を提出する。
2月上旬	【県】補助金額の確定通知	補助金の額が決定し、県から通知が届く。
2月末	補助金の支払請求の提出	
3月	【県】補助金の支払い	補助金が口座に振り込まれる。
8月頃	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する。

※補助金を受ける人全員の書類が揃わないと、スケジュールの遅延につながるため、**提出期日厳守**でお願いします。

※補助金で購入した設備は、耐用年数を経過するまで、勝手に廃棄・売却等することができません。

7 補助金の交付申請手続き

(1) 提出書類 (記入方法は、【記載例】をご参照ください)

①第1号様式「令和6年度千葉県在宅歯科診療設備整備事業費補助金交付申請書」

②別紙1 経費所要額調 (①の添付書類)

③別紙2 事業実施計画書 (①の添付書類)

④参考様式 歳入歳出予算書 (抄本) (①の添付書類)

機器の購入にあたり、補助金とそれ以外の財源を記載するものです。

補助金以外は自己負担もしくは借入金となります。

⑤歯の健康力推進歯科医師等養成講習会修了証書の写し、又は千葉県歯科医師会開催の「在宅歯科診療を行う歯科医師等育成研修会修了書」の写し (どちらか1つ)

⑥購入予定機器の見積書 (印鑑のある正式な見積書)

⑦カタログ等機器の概要がわかるもの

⑧申立書 口座振込となりますので、必要事項を記載してください。

⑨誓約書 申請者は、補助金の申請者と同じです。押印も必ずお願いいたします。

⑩役員等名簿 申請者の職名は「開設者」と記入してください。

⑪補助金担当者調べ

(2) 提出・問合せ先 千葉県健康づくり支援課 食と歯・口腔健康班 歯科担当

【住所】〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

【電話】043-223-2671 【FAX】043-225-0322

(3) 提出期限 **令和6年8月30日(金) 必着**

(4) その他の注意事項

必ずご一読ください

- ・予算の都合上、申請書類を提出しても、補助を受けられないことがあります。(先着順ではありません) 又、記入漏れ等があった場合も書類不備となり、補助を受けられないことがあります。
- ・補助を受けることができる申請者に対しては、交付決定通知書を送付しますので、対象設備の発注は、交付決定後に行ってください。(交付決定前に発注された場合は、補助対象となりません。)
- ・**12月末までに納入及び支払いが済まない場合は、補助対象とならないことがあります。**
- ・この補助金は国から交付される補助金を活用しているため、補助を受けた場合は会計検査院の検査を受けることがあります。
- ・補助対象設備の総額が **150,000 円** に満たない場合は、補助の対象となりません。
- ・提出書類は、必ずコピーを取り、写しを保管してください。